

長野県農業経営士認定要領

昭和58年8月10日
58農技第460号
昭和61年12月15日
61農技第644号一部改正
平成7年2月21日
6農技第660号一部改正
平成9年12月5日
9農技第592号一部改正
平成14年12月27日
14農技第659号一部改正
平成15年11月4日
15農技第544号一部改正
令和2年1月17日
元農振第508号一部改正
令和6年9月25日
6農振第423号一部改正

1 趣 旨

豊かで潤いのある農村を築くため、優れた農業経営を通して農業後継者の育成に指導的役割を果たし、地域農業の発展に貢献している農業経営者を長野県農業経営士（以下「農業経営士」という。）として認定し、その社会的地位の向上を図るとともに、組織的活動を促進することによって、農業の担い手育成と農村社会の健全な発展に資するものとする。

2 農業経営士の役割

農業経営士の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業の振興に関する活動
- (2) 農業経営者としての資質向上に関する研さん
- (3) 農業後継者の育成指導
- (4) 農業情報の提供

3 認定の要件

- (1) 長野県農業士認定要領2の規定により認定されている者（以下「長野県農業士」という。）の認定要件

農業経営士の役割を認識し、その役割を果たす意欲を持つ者であって、認定を受けようとする年度末における年齢が41歳以上おおむね55歳以下である農業経営者であること。

- (2) 長野県農業士でない者の認定要件

次に掲げる要件のすべてを満たす農業経営者とする。

ア 農業経営士の役割を認識し、その役割を果たす意欲を持つ者であって、認定を受けようとする年度末における年齢が41歳以上おおむね55歳以下であること。

イ 農業経営の規模が地域の水準以上で、農業技術及び経営管理能力が優れている者であること。

ウ 農業後継者の育成指導において、教育的役割を果たせる者であること。

エ 農業振興に関する活動において、地域の信頼が高い者であること。

オ 自営経験がおおむね5年以上の自営農業者であること。

4 認定の方法

- (1) 知事は、農業経営士の認定にあたり、学識経験者、県関係職員等で構成する長野県農業士・農業経営士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催し、意見を聴くものとする。

認定会議の規程は、別にこれを定める。

- (2) 知事は、認定会議での意見を参考に申請内容を審査し、農業経営士として認定する。
- (3) 農業経営士の称号は、個人に付与するものであり、終身称号とする。

5 認定の手続き

農業経営士認定の手続きは、本人の申出により行なうものとし、その方法等については別に定める。

6 認定の取消し

知事は、農業経営士が次の各号のいずれかに該当する場合は、農業経営士の認定を取消することができるものとする。

- (1) 本人から農業経営士辞退の届出があった場合

(2) 農業経営士としての適格性を欠いた場合

7 その他

知事は、この認定要領に定めるもののほか、認定に関して必要な事項を別に定めることができるものとする。

長野県農業経営士認定実施細則

昭和58年8月10日
58農技第460号
平成9年12月5日
9農技第592号一部改正
平成10年8月26日
10農技第383号一部改正
平成15年11月4日
15農技第544号一部改正
令和2年1月17日
元農振第508号一部改正
令和3年10月19日
3農振第386号一部改正

1 目的

長野県農業経営士認定要領（以下「認定要領」という。）に基づき、長野県農業経営士（以「農業経営士」という。）の認定について、認定要領に定めるもののほか認定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 認定の手順

(1) 長野県農業士認定要領2の規定により認定されている者（以下「長野県農業士」という。）の認定の手順

ア 認定申請

農業経営士の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式1号）に経営概況書（様式2号）を添付して、申請者の所属する長野県農業士協会支部長（以下「農業士協会支部長」という。）へ提出するものとする。

イ 農業士協会支部長の推薦

農業士協会支部長は、認定申請書の提出を受けたときは、認定要件を満たすと思われる者について農業経営士候補者（以下「候補者」という。）として、推薦書（様式3号）を添付し、所轄農業農村支援センター所長へ提出するものとする。

農業農村支援センター所長は、推薦書の提出を受けたときは、知事へ進達するものとする。

(2) 長野県農業士でない者の認定の手順

ア 認定申請

農業経営士の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式1号）に経営概況書（様式2号）を添付して、申請者の現住所を区域とする長野県農業経営者協会支部長（以下「経営者協会支部長」という。）へ提出するものとする。

イ 経営者協会支部長の推薦

経営者協会支部長は、認定申請書の提出を受けたときは、認定要件を満たすと思われる者について候補者として、推薦書（様式3号）を添付し、申請者の現住所を有する市町村長へ提出するものとする。

ウ 市町村長の意見

市町村長は、推薦書の提出を受けたときは、意見書（様式4号）を添付して所轄農業農村支援センター所長へ進達するものとする。

エ 農業農村支援センター所長の調査

農業農村支援センター所長は、推薦書の進達を受けたときは、経営調書（様式5号）を添付して知事に進達するものとする。

(3) 研修の受講等

農業経営士の認定を受けようとする者は、県で実施する認定研修を受講するとともに、認定申請の際にレポート（参考様式）を提出するものとする。

3 認定証の交付

知事は、農業経営士として認定する者に対し、認定証（様式6号）を交付するものとする。

4 認定の取消し

認定要領の6の(1)に基づく本人からの届出は、認定取消届出書（様式7号）の提出により行うものとする。